

## ■ パブリックコメントの結果、村の考え方と対応

### ○白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメント

1. 公表資料 白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子
2. 募集期間 令和 6 年11月11日（月曜日）から12月10日（火曜日）までの30日間
3. 説明会 村内 4 か所において実施
4. 意見提出者数 4 者（個人 2、団体 2）
5. 意見件数 11件
6. 項目別意見 主な用途に関すること／ 3 件  
観光による負の影響の最小化、新しい観光業態による負の影響、県警と連携した犯罪防止  
特別徴収義務者に関すること／ 1 件  
税金の徴収と納付の自動化  
税率に関すること／ 3 件  
宿泊料金に基づく段階的な宿泊税に反対、白馬村は定率を選ぶべき・定率・定額の併存は可能、定額制ではなく定率制を採用することを望む  
その他／ 4 件  
迷惑行為の実態に即したマナー条例の改正、観光業界全体での公平性の確保（税の対象範囲の拡大）、価格重視の旅行者と宿泊者への特典提供の強化、観光財源の必要性

### ○パブリックコメントで定率制を求める理由

- ・ 段階的定額制は複雑／季節や曜日、繁閑等に応じた変動料金への対応にあたり、管理上の負担を伴うため、税額計算の誤りや未納のリスクがあること、1 室・1 棟当たりの料金設定では、税額の判定・計算にあたり 1 人当たりの料金を算出しなければならないこと
- ・ 更なる高価格帯の宿泊施設の開業が予定されており、数年後にはこれらへの対応が求められること
- ・ 税負担の均一化／段階的定額制では、一つの税額区分内で宿泊料金と税負担が反比例してしまう点で均一とは言えない、一方、定率制では宿泊料金の一定割合が税額であるため税負担が均一であること
- ・ 観光は量から質へという方向性と一致、高付加価値化が税収の増加へつながる

### ○意見に対する村の考え方と対応

## 定率制の採用を検討する／宿泊税検討部会へ定率制の検討を依頼

### ○宿泊税検討部会の開催

令和 7 年 1 月 17 日 第 4 回宿泊税検討部会・・・パブリックコメントの結果と対応（定率制の検討）、入湯税の最適化方針

## ■ 第 4 回宿泊税検討部会

### ■ 定率制の検討

- ・ 段階的定額制を採用した理由（長野県に準じるとした理由：定額制と定率制は課税標準が異なり、二つの税額計算が混在、これが会計システムなど事業者の大きな負担を招くこと）、定額制と定率制の特徴を整理、宿泊者と事業者の視点等から定額制との併用について検討
- ・ 定額制との併用では、段階的定額制では同制度であるため、税額計算は 1 過程（料金区分の判定）である一方、定率制では異制度であるため、税額計算は 3 過程（村税・県税の算出、県税 + 村税）であることから、事業者の事務負担が増加することに加え、簡素（税制の基本原則の一つ）とはいえないとの評価

## 定率制を含めた税率の検討結果 = 段階的定額制

- 長野県が定額制である限り、白馬村としての選択肢は段階的定額制のみ
  - ・ 宿泊施設（特別徴収義務者）の事務負担、宿泊者への説明を考えると、異なる制度の併用は避けなければならない
- 3年後の制度見直しに向けて、定率制に関する調査、研究、検討を続ける
  - ・ 宿泊施設が望んでいる税率は純粋な定率制、宿泊者にとっても税負担は均一であり、宿泊単価に応じた税額は宿泊者の理解を得られやすい
  - ・ 沖縄県が定率制を採用したように、全国的にこのような動きが広がってくる可能性

### ■ 入湯税の最適化方針

- 納税者の負担感を軽減し、かつ、納得感を与えるために、入湯税は観光振興のための財源から持続可能な温泉資源のための財源として規定
  - 目的 源泉の保護と安定供給の確保、利用環境の整備等により、温泉資源の持続可能性を確保する
  - 用途 鉱泉源の保護管理施設の整備を優先、行政サービスとの関連性から環境衛生施設・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備にも
- 上記を担保するため、入湯税の配分比率を規定、これに基づいて管理
- 需要規模を満たす税率は改正しない、特別徴収義務者（温泉宿泊施設）の協力を得る（制度の維持）ことも考えると、同率100円に改正も選択肢

## 白馬村宿泊税制度案

令和7年（2025年）2月17日

項 目	内 容												
1. 名称	白馬村宿泊税												
2. 目的及び用途	白馬村持続可能な観光地経営に関する条例で規定												
3. 納税義務者 (長野県に準じる)	白馬村に所在する以下の施設に宿泊する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所</li> <li>● 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> </ul>												
4. 徴収方法 (長野県に準じる)	特別徴収の方法												
5. 特別徴収義務者 (長野県に準じる)	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者												
6. 1. 特別徴収義務者報償 金（長野県に準じる）	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）												
6. 2. 特別徴収事務補助金	税の制度や活用事業、村の観光施策に関する宿泊者への説明を含めた特別徴収事務に要する経費の一部を補助することを目的に、期限内申告納入額の2.5%に相当する額を交付												
7. 税率	1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">6,000円以上 20,000円未満</td> <td style="text-align: right;">150円</td> <td style="text-align: right;">（制度開始3年間は100円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">20,000円以上 50,000円未満</td> <td style="text-align: right;">350円</td> <td style="text-align: right;">（同上300円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50,000円以上 100,000円未満</td> <td style="text-align: right;">850円</td> <td style="text-align: right;">（同上800円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100,000円以上</td> <td style="text-align: right;">1,850円</td> <td style="text-align: right;">（同上1,800円）</td> </tr> </table>	6,000円以上 20,000円未満	150円	（制度開始3年間は100円）	20,000円以上 50,000円未満	350円	（同上300円）	50,000円以上 100,000円未満	850円	（同上800円）	100,000円以上	1,850円	（同上1,800円）
6,000円以上 20,000円未満	150円	（制度開始3年間は100円）											
20,000円以上 50,000円未満	350円	（同上300円）											
50,000円以上 100,000円未満	850円	（同上800円）											
100,000円以上	1,850円	（同上1,800円）											
8. 収入見込額	年間 250,650千円（制度開始3年間は211,073千円）												
9. 課税免除 (長野県に準じる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合</li> <li>● 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合</li> </ul> （※学校、施設の長が証明するものに限る）												
10. 免税点 (長野県に準じる)	1人1泊6,000円未満の宿泊												
11. 罰則規定 (長野県に準じる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪</li> <li>● 帳簿の記載義務違反等に関する罪</li> <li>● 納税管理人に係る不申告に関する過料</li> </ul>												
12. 制度見直し期間	導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討												
13. 制度開始日（予定）	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、令和8年（2026年）6月1日												
14. 賦課徴収の特例	地方税法第20条の3第1項ただし書きの規定に基づき、県宿泊税に係る賦課徴収を村宿泊税の賦課徴収と併せて行う												